

調達要求番号： 64-05-1208-4002

情報本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	収集器材の撤去役務	DIH-LD-23067	
		大臣承認	令和 年 月 日
		作成	令和 5年12月 8日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成	情報本部 電波部		

## 1. 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、収集器材の撤去役務（以下、“本契約”という。）について規定する。

### 1.2 用語の定義

この仕様書で用いる用語の定義は、次による。

- a) **撤去** この仕様書で指定する対象器材を、契約の相手方が設置場所から取り外し、指定場所まで搬出、運搬、搬入及び集積するまでのことをいう。
- b) **HDD等** 器材のハードディスク及びソリッドステートドライブの不揮発性の記憶媒体

### 1.3 引用文書等

#### 1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、本契約の履行中に、引用文書に定める法令等に変更があった場合は、その最新版が優先されるものとする。

a) **法令等**

**情報本部における立入禁止場所等に関する達**(平成20年情報本部達第4号)

**秘密保全に関する訓令の解釈及び運用に関する細部実施要領について(通達)**(情本計第651号(令和3年8月16日))

**情報本部の情報保証に関する達の運用について(通達)**(情本計第424号(令和4年6月29日))

#### 1.3.2 関連文書

関連文書は、次による。

a) **仕様書**

**GS-C694808** 電波監視装置3号機(その1)

**GS-C694943** 電波監視装置3号機

b) **法令等**

**情報本部の情報保証に関する達**(平成20年情報本部達第5号)

**秘密保全に関する訓令の解釈及び運用について(通達)**(防防調第4607号(19.4.27))

## 2. 役務に関する要求

### 2.1 実施場所

情報本部(喜界島) 鹿児島県大島郡喜界町

### 2.2 対象器材

対象器材は、表1のとおりとし、細部については官側との調整による。

表 1－対象器材

番号	器材名	寸法[mm]			最大質量(kg)	数量	HDD等合計数
		幅	奥行	高さ			
1	手動聴音出力架	650	900	2100	545	1	1
2	搜索架	650	900	2100	316	5	
3	狭帯域方測受信架	1300	900	2100	712	2	1
4	方測処理伝送装置接続器材	900	900	1000	100	1	
5	ストレージ用サーバ	650	900	2100	518	14	1232
6	R F ケーブル	616000 <sup>a)</sup>			—	44	
7	光ケーブル	451000 <sup>a)</sup>			—	24	
8	L A N ケーブル	150000 <sup>a)</sup>			—	3	
9	電源ケーブル	285000 <sup>a)</sup>			—	36	
<b>注<sup>a)</sup></b> 数量分を合計した総延長							

### 2.3 実施計画書の作成

契約の相手方は、2.5 に示す事項について、官側と日程調整の上、契約締結後、速やかに現地調査を実施し、次に示す内容を記載した実施計画書を作成し、監督官の確認を得た後、4.1 により提出するものとする。

- a) 作業工程表
- b) 実施体制
- c) 撤去要領
- d) 保全体制
- e) その他必要事項

### 2.4 実施時間

本契約の官側施設内での作業については、平日0830から1700の間に実施することを基準とする。細部については、官側と調整のうえ実施するものとする。

### 2.5 実施内容

本契約の実施内容は、次のとおりとし、細部は官側との調整による。

なお、本契約の履行に必要な器材、工具類、台車、保護材等は、契約の相手方が準備するものとする。

#### 2.5.1 対象器材の撤去

表 1 及び付図 1・2 に示す対象器材を設置場所から取り外し、付図 3 に示す集積場所へ搬出、運搬、搬入及び集積するものとし、集積場所の細部については、現地における官側の指示によるものとする。

なお、撤去作業に際しては、官側の統制の下、運用中の他器材の運用中断が発生しないよう細心の注意を払うものとする。

#### 2.5.2 HDD等の抜去

表 1 に示す器材のHDD等を撤去器材から抜去し官側に引き渡すものとする。

なお、抜去作業は、器材設置場所において官側の統制の下実施するものとする。

#### 2.5.3 施設等の保護

- a) 契約の相手方は、官側の施設及び物品の損傷防止に留意し、必要な養生材等については、契約の相手方が準備するものとする。
- b) 契約の相手方は、官側の施設及び物品を損傷した場合は、直ちに官側に報告するとともに、契約の相手方の責任のもと原状回復するものとする。

c) 本契約において発生した養生材等については、契約の相手方が回収し、処分するものとする。

## 2.6 実施報告書の作成

契約の相手方は、2.5の作業実施後、速やかに実施報告書を作成し、監督官の確認を得た後、4.1に基づき提出するものとする。

## 3. 品質保証

### 3.1 監督・検査

監督及び検査については、支出負担行為担当官等の定める監督・検査実施要領に基づき実施するものとする。

## 4. その他の指示

### 4.1 提出書類

提出書類は、表2による。

表2－提出書類

番号	名称	数量	提出時期	媒体	提出先
1	実施計画書	1	現地調査後、速やかに	紙	情報本部（喜界島）
2	実施報告書	1	役務作業終了後、速やかに	紙	情報本部（喜界島）

### 4.2 情報の保全

情報の保全は、次のとおりとする。

- 契約の相手方は、本契約の履行上、直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。
- 契約の相手方は、本契約履行にあたり、電子計算機、可搬記憶媒体及び携帯型情報通信・記録器材を持ち込み及び持ち込み使用することが必要な場合は、**情報本部の情報保証に関する達の運用について（通達）**及び**秘密保全に関する訓令の解釈及び運用に関する細部実施要領について（通達）**に定める申請を行い許可を得るものとする。
- 契約の相手方は持ち込み及び持ち込み使用する電子計算機、可搬記憶媒体及び電子計算機情報システムに接続する携帯型情報通信・記録器材に対し、複数のウイルススキャンソフトでウイルス等の混入がされていないことを確認し、その結果を官側に提示するものとする。

### 4.3 立入禁止場所への立入り

立入禁止場所への立入りについては次のとおりとする。

- 契約の相手方は、本契約の履行にあたり、情報本部の立入禁止場所へ立入る際は、**情報本部における立入禁止場所等に関する達**に定める申請を事前に行い、許可を得るものとする。
- 立入禁止場所への立入り申請を行うにあたっては、秘密保全に対する意識が十分にかん養され、立入りにふさわしい人物を充てること。
- 立入禁止場所の入退室及び作業にあたっては、官側の立会者の統制に従うこと。

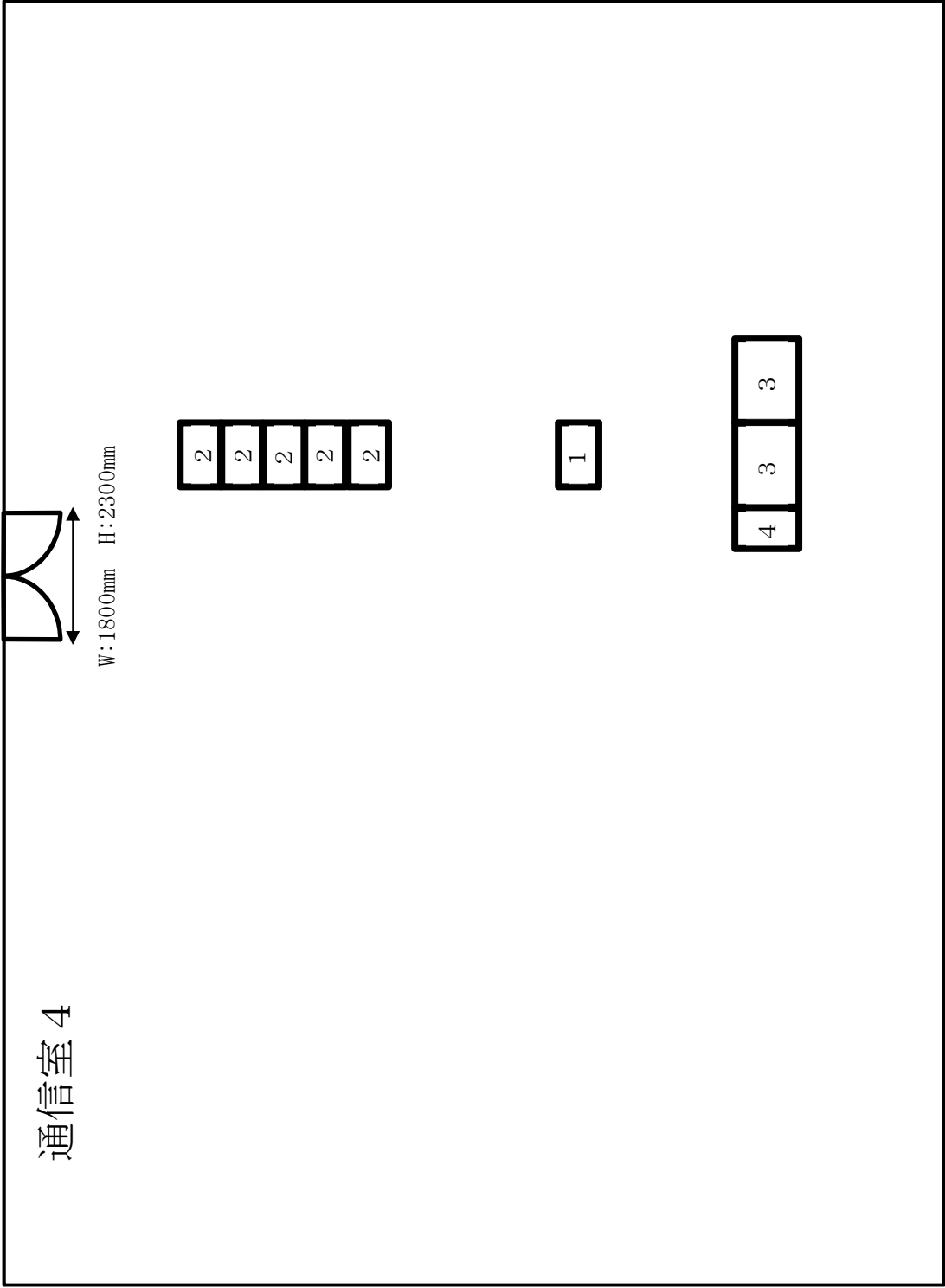
### 4.4 官側の支援

契約の相手方は、本契約を履行するにあたり、次の事項について事前に調整の上、無償で官側の支援を受けることができる。

- 現地における官側が保有する電話、電力及び水等の使用
- 現地における本契約の履行に必要な一時集積場所等の利用
- 現地における本契約の履行に必要な資料等の提示
- その他、支出負担行為担当官等が必要と認めた事項

### 4.5 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする



通信室 4

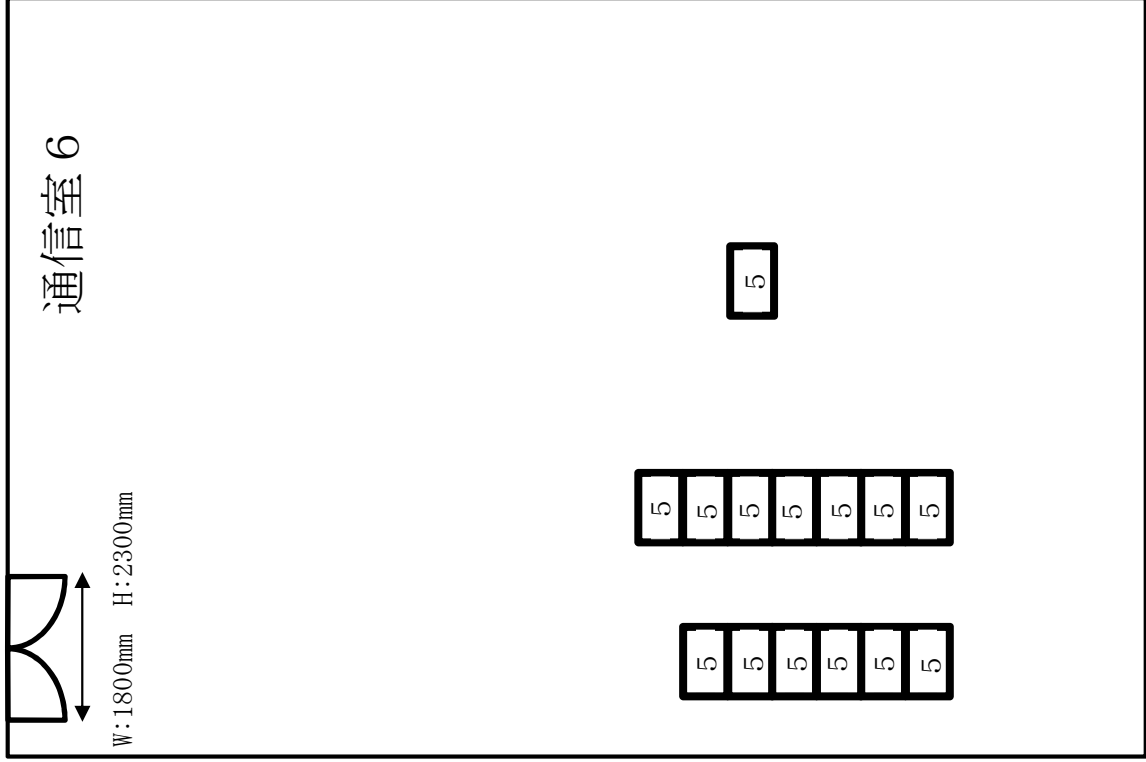
W: 1800mm H: 2300mm

番号	名称
1	手動聽音出力架
2	搜索架
3	狭帯域方測受信架
4	方測処理伝送装置 連接器材

凡例

 : 対象器材

付図 1 設置図 (通信室 4)



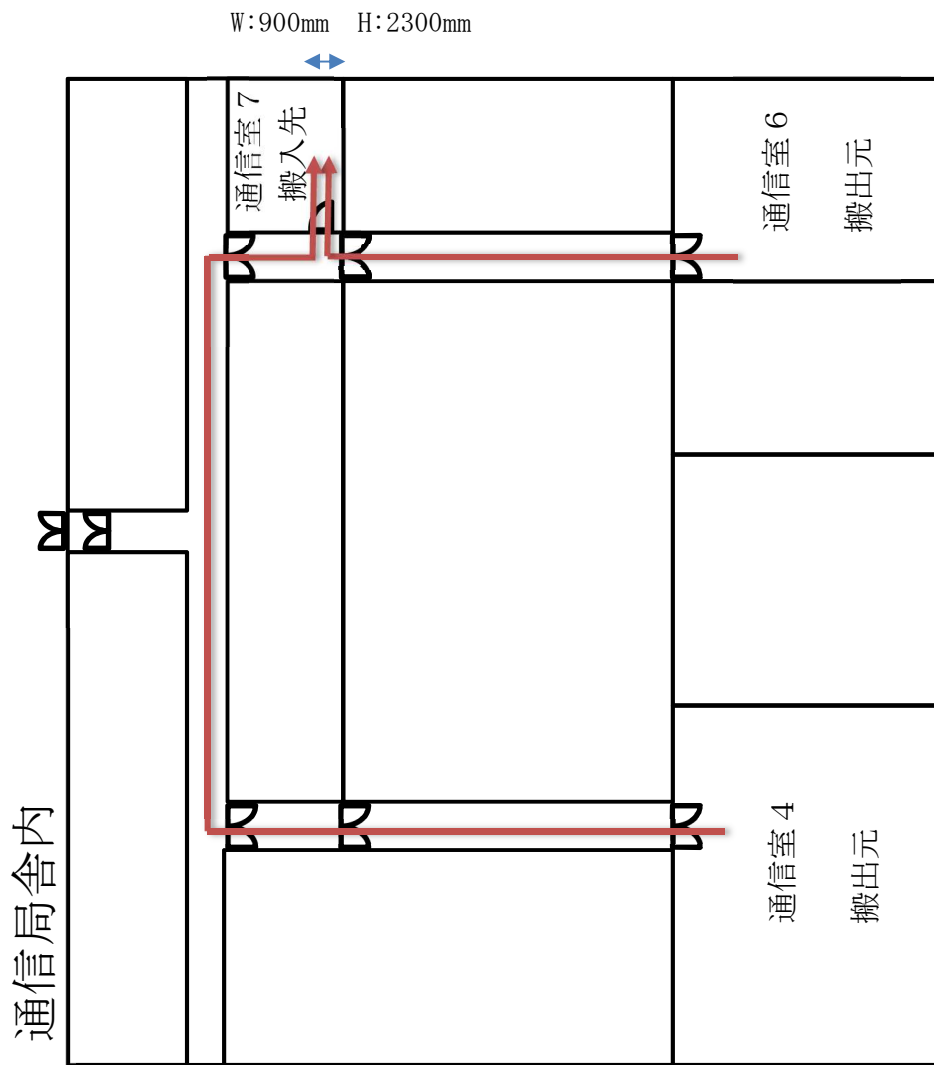
番号	名称
5	ストレージ用サーバ

凡例

 : 対象器材

付図 2 設置図 (通信室 6)

搬出入経路



付図 3 搬出入経路